

第1回
播磨町人権尊重まちづくり検討委員会

《 協議資料 》



と き : 令和6年8月5日(月) 10:00～
と ころ : 播磨町役場第2庁舎 3階 302会議室

CONTENTS

目次(CONTENTS)	1
播磨町人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱	2
播磨町人権尊重まちづくり検討委員会委員名簿	4
播磨町人権尊重まちづくり検討委員会事務局名簿	4
播磨町人権尊重まちづくり条例(仮称)の制定についての諮問文	5
播磨町人権尊重まちづくり検討委員会関係年間スケジュール案(横)	6
播磨町人権尊重まちづくり検討委員会関係年間スケジュール案(縦)	7
<<意識調査骨子案資料>> 地方自治体等の住民意識調査(直近)概要一覧	8
<<意識調査実施案>> 播磨町人権に関する住民意識調査(案)	9
<<条例骨子モデル案>> 神奈川県相模原市人権尊重まちづくり条例骨子①	20
条例(三重県・浜田市・狛江市・東大阪市)骨子案②	21

播磨町人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 全ての町民の人権が尊重されるまちづくりの実現に向け、人権教育、啓発その他の施策を総合的かつ効果的に推進していくため、播磨町人権尊重まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権に係る課題に対する調査研究に関すること。
- (2) 人権に係る町民意識調査に関すること。
- (3) 人権に係る条例案の検討に関すること。
- (4) 人権に係る推進計画案の検討に関すること。
- (5) その他人権尊重の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権に関する知識及び経験を有する者
- (3) 関係団体等の代表者又は構成員
- (4) 公募による住民
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、個人情報その他職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保険部健康福祉課、住民協働部協働推進課及び教育委員会地域学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 この要綱の適用の日以降に行う第3条第2項に規定する委員の委嘱その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(委員会の招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議及び委員の任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

播磨町人権尊重まちづくり検討委員会委員

No.	分野①	分野②	所 属	役 職	氏 名
1	学識経験者	工	兵庫大学	教授	吉原 恵子
2	有 識 者	ク	加古川保護区保護司会	会長	藤澤 輝雄
3	関係団体	ア	播磨町人権・同和教育研究協議会	会長	井上 浩義
4	関係団体	イ	播磨町立播磨南中学校	校長	福田 吉成
5	関係団体	ク	播磨町人権擁護委員会	委員	松井 佳子
6	関係団体	ウ	播磨町自立支援協議会	事務局	政本 和子
7	関係団体	工	兵庫県男女共同参画推進委員会 播磨町人権教育推進懇談会	委員 委員	松本 彰子
8	関係団体	オ	播磨町国際交流協会	会員	阿津 アストウリーダ
9	関係団体	ク	社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
10	関係団体	ケ	播磨町シニアクラブ連合会 播磨町民生委員・児童委員協議会	事務局長 委員	宮尾 尚子
11	関係団体	ク	播磨町自治会連合会	会長	中島 直實
12	関係団体	ク	播磨町商工会	副会長	久保田 洋平
13	町長推薦者	ア	元播磨町人権・同和教育研究協議会	会長	神吉 恵
14	公募町民				加田平 靖子
15	公募町民				古田 ユキ雪

播磨町人権尊重まちづくり検討委員会
事務局名簿

No.	所 属	役 職	氏 名
1	福祉保健部	部長兼 健康福祉課長	藤原 秀樹
2	福祉保健部 地域福祉課	係長	安福 学
3	住民協働部 協働推進課	課長	玉川 滋一
4	住民協働部 協働推進課	係長	青田 修伍
5	住民協働部 協働推進課	主事	田中 孝太
6	住民協働部 協働推進課	主事	藤川 千尋
7	教育委員会事務局	部長	山口 智
8	教育委員会事務局	教育次長	野村 眞一
9	教育委員会事務局 地域学校教育課	課長	河合 庸子
10	教育委員会事務局 地域学校教育課	課長補佐兼 地域教育係長	高嶋 克典

播磨町人権尊重まちづくり検討委員会
委員長 吉原 恵子 様

播磨町長 佐伯 謙作

「播磨町人権尊重まちづくり条例(仮称)」の制定について(諮問)

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による不当な差別も受けることなく、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければなりません。この基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、侵すことのできない永久の権利であります。こうした世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念は、人類普遍の原理であります。

このような理念の下、人権が尊重される社会の実現に向けて世界的に不断の努力が続けられているなか、地方公共団体における人権尊重に関する先駆的な取組も踏まえ、近年、我が国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、不当な差別の解消等を図るための人権尊重に関する法整備が進められています。

播磨町においては、平成元年4月に人権尊重を基調とした『共に生きよう ふれあいのまち』宣言の精神を踏まえ、人権意識を高め、あらゆる差別の解消に努め、学習をすすめて正しい生き方を身につけ、ふれあいを深め温かい人間関係を築くことを目指し、人権が尊重される社会の実現に関する各種取組を展開してまいりました。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。なかでも、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷などの悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、感染症等をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす強い意思をもち行動を起こすことが必要です。

そこで、私たち播磨町は、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念の下、人権宣言の趣旨に則り、「あらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さない。」と、改めて宣言するとともに、不当な差別や人権問題のない人権が尊重され思いやりのある社会を実現することに尽力することを決意し、「人権尊重まちづくり条例(仮称)」を制定することとしています。

つきましては、貴検討委員会において、条例制定に向けた多様なご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

**播磨町人権尊重まちづくり検討委員会
年間スケジュール案**

No.	開催時期等	協議内容等
第1回	8月5日(月) 10:00~	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状、任命状の交付 ・町長からの諮問 ・委員会設置目的の共有 ・今後の方向性について ・住民意識調査の項目①について ・条例骨子案①について ・その他
第2回	8月28日(水) 14:00~	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査項目の検討② ・条例骨子案の検討② ・その他
	9月上旬 ~ 9月下旬	住民意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の町民1,000名 ・単純無作為抽出法 ・郵送による配布回収
第3回	9月下旬 ~ 10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案(パブコメ案)の検討① ・その他
第4回	10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査結果の分析、検討 ・条例案(パブコメ案)の検討、修正② ・その他
	10月上旬 ~ 10月下旬	パブリック・コメントの募集 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに公表 ・関係機関、施設に募集用紙の設置
第5回	11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案の検討③ ・その他
第6回	12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案の検討④ ・答申案の検討 ・その他
第7回	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・町長へ答申 ・次年度の方向性

地方自治体等の住民意識調査(直近)概要一覧

岡山県 「人権問題に関する市民意識調査」 令和6年3月

- 0 個人属性〔性別等4・年齢層8・居住区4〕
- 1 人権全般に関する意識
- 2 人権課題に関する言葉の認知度
- 3 女性に関する(性別に起因する)問題
- 4 こどもに関する問題
- 5 高齢者に関する問題
- 6 障害のある人に関する問題
- 7 同和問題
- 8 日本に居住している外国人に関する問題
- 9 ハンセン病患者・回復者とその家族に関する問題
- 10 HIV感染者等に関する問題
- 11 犯罪被害者とその家族に関する問題
- 12 性的マイノリティに関する問題
- 13 インターネットによる人権侵害
- 14 災害時の避難所での人権問題
- 15 ホームレスに関する問題
- 16 人権尊重社会への取組
- 17 自由記述

米子市 「米子市人権問題市民意識調査」 令和4年9月

- 0 個人属性〔性別等4・年齢層7〕
- 1 人権問題についての関心
- 2 関心がある人権問題
- 3 人権に関する考え方
- 4 職場における人権
- 5 家庭生活における人権
- 6 社会生活における人権
- 7 インターネット上での書き込み等
- 8 身元調査
- 9 差別解消に関する3つの法律
- 10 人権に関する行動
- 11 人権尊重社会のための取組
- 12 人権に関する研修会や後援会への参加
- 13 人権理解を深めるために役立つもの
- 14 自由記述

東京都 「人権に関する都民の意識調査」 令和6年1月

- 0 個人属性〔性別等3・年齢層10・結婚4・職業9〕
- 1 日本社会における人権の尊重
- 2 人権に対する意識・関心
- 3 条例の認知度
- 4 性的マイノリティの人権について
- 5 東京都における外国人の人権
- 6 ヘイトスピーチについて
- 7 同和問題に関して
- 8 犯罪者やその家族の人権
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 啓発事業
- 11 人権尊重社会の実現について

総務省 「人権擁護に関する世論調査」 令和4年8月

- 0 個人属性〔性別等4・年齢層8・居住地21、職業等8〕

I 人権問題について

- 1 基本的人権についての周知度
- 2 人権侵害の推移
- 3 人権侵害の経験
- 4 人権侵害の内容
- 5 人権侵害への対応

II 個別の人権問題に関する意識について

- 6 人権問題に対する関心
- 7 女性に関する人権問題
- 8 子どもに関する人権問題
- 9 高齢者に関する人権問題
- 10 障害者に関する人権問題
- 11 部落差別・同和問題を知ったきっかけ
- 12 部落差別・同和問題に関する人権問題
- 13 部落差別・同和問題が存在する理由
- 14 外国人に関する人権問題
- 15 ヘイトスピーチを見聞きした経験
- 16 ヘイトスピーチに対する意識
- 17 インターネットに関する人権問題
- 18 インターネット上の人権侵害の解決に必要なこと
- 19 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題
- 20 ハンセン病患者・元患者やその家族に関する人権問題

III 人権問題の解決のための方策について

- 21 人権問題の解決に必要なこと
- 22 効果的な啓発広報活動について

人権に関する住民意識調査

◀ 調査へのご協力のお願い ▶

皆様には、日頃から町行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本町では、このたび、町民の人権が尊重されるまちづくりの実現に向け、人権教育、人権啓発、その他の施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「播磨町人権尊重まちづくり検討委員会」を立ち上げ、人権条例の制定及び、人権尊重推進計画(仮称)の策定に新たに取り組むこととなりました。

そこで、播磨町にお住まいの、18歳以上の住民 1,000 名様を無作為に抽出し、皆様方のお考え等をお聞きし、条例制定や推進計画策定の基礎資料とさせていただくため、「人権に関する住民意識調査」を実施します。

調査の性質上、プライベートな内容をお聞きする質問もありますが、回答いただいた内容については、個々の調査票を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは一切ございません。

つきましては、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、あなたのご意見をぜひお聞かせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

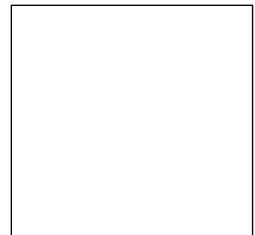
令和6年〇月

播磨町長 佐伯 謙作

○本調査は、パソコンやスマートフォンでの回答も可能です。
右記の QR コードまたは URL からアクセスしていただき、ご回答ください。

▼URL

<https://>



※Web上で回答いただいた場合は、紙の調査票への記入は必要ありません。

- ・ Web回答もしくは、調査票を同封の返信用封筒に入れて、
令和6年〇月〇〇日(〇)までにご返送ください。(切手は不要です。)
- ・ 調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】播磨町教育委員会 地域学校教育課 電話:079-435-0545 FAX:079-437-4193

【 記入にあたってのお願い 】

- 1 回答は、必ず封筒の宛名の本人がご回答、ご記入ください。
- 2 回答にあたっては、鉛筆またはボールペンで記入し、間違った場合は、消しゴムで消すか、二重線または×印により訂正してください。
- 3 選択肢がある場合には、番号を○印で囲んでください。選択肢の「その他」を選ばれた場合には、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。なお、事業によっては播磨町で実施していないものもあります。
- 4 5 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、ことわり書きや矢印に従ってお答えください。



あなた自身について

問1 あなたの性別をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1	男性	2	女性	3	その他
---	----	---	----	---	-----

問2 あなたの生年月月をご記入ください。(西暦でご記入ください)

西暦 年 月 生まれ

問3 現在、あなたはどちらにお住まいですか。(あてはまる番号1つに○)

1	本荘	2	東本荘	3	北本荘	4	野添
5	東野添	6	西野添	7	南野添	8	北野添
9	上野添	10	野添城	11	大中	12	南大中
13	古田	14	北古田	15	宮西	16	宮北
17	古宮	18	二子	19	新島	20	東新島
21	播磨町外						

問4 あなたが現在、主にしていることをお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1	正社員
2	派遣・契約社員、嘱託職員
3	パート・アルバイト・内職
4	自営業(自営業主あるいは家族従業員)
5	無職(求職活動をしている、職業訓練を受けている、資格取得を目指している)
6	無職(特に求職活動等はしていない)
7	家事専業者
8	学生・浪人・予備校生

問5 あなたは誰と一緒に暮らしていますか。(あてはまる番号全てに○)

1	父	2	母
3	兄弟・姉妹	4	祖父母
5	配偶者(事実婚のパートナーを含む)	6	ご自身の子ども
7	親戚	8	友達、ルームメイト
9	恋人	10	一人で暮らしている
11	その他(具体的に: _____)		

人権問題について

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(○は1つ)

1	知っている	2	知らない
---	-------	---	------

問2 新聞、テレビ、インターネットなどで「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、ここ5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことについて、どのように変わってきたと思いますか。(○は1つ)

1	少なくなってきた	2	どちらかといえば少なくなってきた
3	あまり変わらない	4	どちらかといえば多くなってきた
5	多くなってきた		

問3 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(○は1つ)

1	ある	2	ない
---	----	---	----

問3 で「1ある」と答えた方への質問

問4 ご自分の人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。(○はいくつでも)

1	あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2	名誉・信用のき損、侮辱
3	警察官などの公務員からの不当な取扱い
4	社会的地位、慣習などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害されたりしたなどの強要、暴力や強迫
5	悪臭・騒音などの公害
6	人種・信条・性別・社会的身分などによる差別待遇
7	地域社会での嫌がらせ
8	学校でのいじめ
9	職場での嫌がらせ
10	使用者による時間外労働の強制などの不当な待遇
11	社会福祉施設などでの施設職員からの不当な取扱い
12	プライバシーの侵害
13	セクシュアル・ハラスメント
14	配偶者やパートナーからの暴力などのドメスティック・バイオレンス
15	児童虐待
16	その他 (具体的に)

ここからは全員の方がお答えください

問5 あなたは、人権を侵害された場合に対処すると思いますか。
(○はいくつでも)

1	黙って我慢する
2	相手に抗議する
3	身近な人に相談する
4	弁護士に相談する
5	法務局・人権擁護委員に相談する
6	法務局・人権擁護委員以外の公的機関に相談する
7	民間の相談窓口相談する

個別の人権問題に関する意識について

ここからは、個別の人権問題に関する意識についておうかがいします。

問6 あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)

1	女性
2	子ども
3	高齢者
4	障害者
5	部落差別・同和問題
6	アイヌの人々
7	外国人
8	H I V や肝炎、新型コロナウイルス感染症などの感染者・医療従事者やその家族
9	ハンセン病患者・元患者やその家族
10	刑を終えて出所した人やその家族
11	犯罪被害者やその家族
12	インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害
13	北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族
14	ホームレス
15	L G B T Q などの性的マイノリティ
16	性的サービスや労働の強要などの人身取引
17	風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害
18	その他 (具体的に)

問7 あなたが、女性に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	「家事は女性」など、男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること
2	「令夫人」「夫人」「未亡人」「家内」のように女性だけに用いられる言葉が使われること
3	女性が管理職になりにくいなど、職場において差別待遇を受けること
4	セクシュアル・ハラスメント
5	配偶者やパートナーからの暴力などのドメスティック・バイオレンス
6	売春・買春
7	アダルトビデオなどに出演したことで被害を受けること
8	その他 (具体的に)

問8 あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	いじめを受けること
2	体罰を受けること
3	虐待を受けること
4	いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気づいているのに何もしないこと
5	学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を無視すること
6	児童買春・児童ポルノなどの対象となること
7	その他 (具体的に)

問9 あなたが、高齢者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	働く能力を発揮する機会が少ないこと
2	差別的な言葉を言われること
3	悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと
4	アパートなどへの入居を拒否されること
5	家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること
6	病院での看護や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること
7	高齢者が邪魔者扱いされること
8	高齢者の意見や行動が尊重されないこと
9	経済的に自立が困難なこと
10	その他 (具体的に)

問 10 あなたが、障害者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(○はいくつでも)

1	職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
2	交際や結婚を反対されること
3	就職・職場で不利な扱いを受けること
4	差別的な言葉を言われること
5	悪徳商法の被害が多いこと
6	アパートなどへの入居を拒否されること
7	宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗などへの入店を拒否されること
8	スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
9	じろじろ見られたり、避けられたりすること
10	その他 (具体的に)

問 11 あなたが、部落差別・同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。(○は 1 つ)

1	祖父母、父母、兄弟などの家族から聞いた
2	親戚の人から聞いた
3	近所の人から聞いた
4	職場の人から聞いた
5	友人から聞いた
6	学校の授業で教わった
7	テレビ・ラジオ・新聞・本で知った
8	インターネットで知った
9	部落差別・同和問題に関する集会や研修会で知った
10	都道府県や市区町村の広報誌や冊子などで知った
11	部落差別・同和問題は知っているがきっかけは覚えていない
12	その他 (具体的に)
13	部落差別・同和問題を知らない

問 11 で「13 部落差別・同和問題を知らない」と答えた方、以外の方(1~12 を回答した方)への質問

問 12 部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	交際や結婚を反対されること
2	就職・職場で不利な扱いを受けること
3	差別的な言葉を言われること
4	差別的な落書きや貼り紙などをされること
5	身元調査をされること
6	インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること
7	同和問題を口実に企業や官公庁などに不当な要求をするえせ同和行為が行われること
8	その他 (具体的に→)
9	特にない

問 11 で「13 部落差別・同和問題を知らない」と答えた方以外の方(1~12 を回答した方)への質問

問 13 現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのは、どのような理由からだと思いますか。(〇はいくつでも)

1	部落差別・同和問題の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから
2	落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから
3	これまでの教育や啓発が十分でなかったから
4	昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
5	地域社会や家庭において話題となるから
6	同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから
7	同和問題を口実に企業や官公庁などに不当な要求をするえせ同和行為などにより、「同和は怖い問題である」と思うから
8	その他 (具体的に→)
9	部落差別・同和問題は、もはや存在しない

ここからは全員の方がお答えください

問 14 あなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
2	交際や結婚を反対されること
3	就職・職場で不利な扱いを受けること
4	差別的な言葉を言われること
5	アパートなどへの入居を拒否されること
6	宿泊などの施設の利用や、店舗などへの入店を拒否されること
7	風習や習慣などの違いが受け入れられないこと

9	その他 (具体的に→)
10	特にない

問 15 特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなヘイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。(〇はいくつでも)

1	デモや集会、街宣活動などで直接見たり聞いたりしたことがある
2	インターネット上の書き込みを直接見たことがある
3	テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある
4	ポスターや冊子などで見たことがある
5	家族、友人などから聞いたことがある
6	その他 (具体的に)
7	見聞きしたことがない

問 15 で「7 見聞きしたことがないと答えた方、以外の方(1~6 を回答した方)への質問

問 16 ヘイトスピーチについて、見聞きしてどのように思いましたか。(〇はいくつでも)

1	不愉快で許せないと思った
2	日本に対する印象が悪くなると思った
3	自分には関係ないと思った
4	ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った
5	「表現の自由」の範囲内のものだと思った
6	その他 (具体的に)
7	何も思わなかった

ここからは全員の方がお答えください

問 17 あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	他人を誹謗中傷する情報が掲載されること
2	他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること
3	SNSなどによる交流が、犯罪を誘発する場となっていること
4	捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること
5	プライバシーに関する情報が掲載されること
6	元交際相手の性的な画像を、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板に公表するなどのリベンジポルノが存在すること
7	その他 (具体的に)
8	特にない

問 17 で「8 特にない」と答えた方、以外の方(1~7を回答した方)への質問

問 18 インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害の解決に向けて、国は、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(〇はいくつでも)

1	インターネットにより人権侵害を受けた者のための相談所や電話相談窓口を充実させること
2	インターネット利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための教育・啓発広報活動を推進すること
3	プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を含む対応を求めること
4	プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を義務付ける法的規制をすること
5	人権を侵害する違法な情報に対する監視・取締りを行うこと
6	その他 (具体的に)

ここからは全員の方がお答えください

問 19 あなたが、新型コロナウイルス感染症に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	感染者やその家族に対して、差別的な言動や不当な差別的取扱いが行われること
2	医療従事者などの社会や生活を支えるために必要不可欠な労働者やその家族に対して、差別的な言動や不利益な取扱いが行われること
3	集団感染が発生した施設や感染者が所属する団体に対して、誹謗中傷が行われること
4	感染者の氏名や行動を特定し、インターネット上で、誹謗中傷やデマが流されること
5	外国や他の都道府県からの移動者が嫌がらせを受けること
6	職場、学校などでワクチン接種の強制や、接種をしない人への嫌がらせが行われること
7	その他 (具体的に)
8	特にない

問 20 あなたが、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1	職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること
2	交際や結婚を反対されること
3	就職・職場で不利な扱いを受けること
4	治療や入院を断られること
5	ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
6	差別的な言葉を言われること
7	アパートなどへの入居を拒否されること
8	宿泊などの施設の利用や、店舗などへの入店を拒否されること
9	じろじろ見られたり、避けられたりすること
10	その他 (具体的に)
11	特にない

人権問題の解決のための方策について

ここからは、人権問題の解決のための方策についておうかがいします

問 21 あなたは、人権問題の解決に向けて、播磨町として、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(〇はいくつでも)

1	人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する
2	学校内外の人権教育を充実する
3	人権問題に対応する専門の相談機関・施設を充実する
4	人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する
5	犯罪の取締りを強化する
6	人権に関する情報の収集及び提供を充実する
7	地方自治体、民間団体などの関係機関と連携を図る
8	その他 (具体的に)
9	特になし

問 22 あなたは、人権尊重意識が人々の間に広く深く浸透するためには、国がどのような方法で啓発広報活動を行うことが効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)

1	講演会、シンポジウム、研修会など
2	資料、写真などの展示
3	広報誌・パンフレット・ポスター
4	テレビ・ラジオ
5	映画・ビデオ
6	新聞・雑誌
7	SNSを含むインターネット
8	電車やバスなどにおける車内広告や車体広告、駅での広告などの交通広告
9	少人数の討論会や双方向型の研修プログラムなどのワークショップ
10	高齢者・障害者疑似体験
11	多様な立場の人が参加できる交流会
12	自由な意見の交換ができる会合
13	その他 (具体的に)

質問は以上です。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

この調査票は、令和6年〇月〇〇日(〇)までに、

同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

相模原市 「相模原市人権尊重のまちづくり条例」

令和6年4月1日

章 条 項 目

前文

第一章 総則(第1条—第11条)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 表現の自由への配慮
- 第5条 市の責務
- 第6条 市民等及び事業者の責務
- 第7条 推進指針
- 第8条 人権教育及び人権啓発
- 第9条 相談及び支援体制の充実
- 第10条 多様な主体と連携した取組
- 第11条 調査及び情報の収集

- ① 理念[世界人権宣言・憲法11条]
- ② これまでの取組の振り返り
[人権尊重を基調とした行政の推進]
- ③ 今後の取組の必要性と決意
[事件を教訓とした行政の決意]
- ④ 人権に関わる社会の情勢
[新たな人権課題の発生]
- ⑤ 目指す姿
[互いの人権を認め合う共生社会の実現]

第二章 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進(第12条—第18条)

- 第12条 不当な差別的取扱いの禁止
- 第13条 申立て
- 第14条 助言及びあっせん
- 第15条 あっせんに関する勧告
- 第16条 意見の徴収
- 第17条 助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表
- 第18条 差別事案に係る調査

第三章 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(第19条—第27条)

- 第19条 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準
- 第20条 本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置
- 第21条 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止
- 第22条 勧告
- 第23条 命令
- 第24条 公表
- 第25条 人権委員会による調査
- 第26条 報告
- 第27条 報告及び質問

第四章 声明(第28条)

- 第28条 声明

第五章 人権委員会(第29条—第33条)

- 第29条 設置
- 第30条 組織
- 第31条 委員及び臨時委員
- 第32条 守秘義務
- 第33条 規則への委任

第六章 雑則(第34条)

- 第34条 財政上の措置

附則

- 1 施行期日
- 2 経過措置
- 3 附属機関の設置に関する条例の一部改正

条例骨子案②

三重県 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」 浜田市

令和4年5月19日

章 節	条 項 目
第一章	総則（第一条～第十条）
	第1条 目的
	第2条 定義
	第3条 基本理念
	第4条 人権侵害行為の禁止
	第5条 県の責務
	第6条 県民の義務
	第7条 事業者の責務
	第8条 特定電気通信役務提供者の責務
	第9条 三重県議会議員、知事その他の件の公務員の責務
	第10条 県と市町の協働
第二章	人権施策基本方針（第十一条）
	第11条 人権施策基本方針
第三章	不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備
第一節	第12条 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備
第二節	不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制（第十三条～第十八条）
	第13条 助言、説示及び斡旋の申し立て
	第14条 助言、説示の斡旋
	第15条 勧告
	第16条 意見の徴収
	第17条 助言、説示及び斡旋並びに勧告の状況の公表
	第18条 三重県差別解消調整委員会
第四章	不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策（第十九条～）
	第19条 人権教育及び啓発
	第20条 人権侵害行為による被害の救済
	第21条 実態調査
	第22条 情報の収集、蓄積および分析
	第23条 インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止
第五章	三重県人権施策審議会
	第25条 三重県人権施策審議会
第六章	雑則
	第26条 財政上の措置
	第27条 規則への委任
附則	1 施行規則
	2 準備行為
	3 人権施策基本方針に関する経過措置
	4 助言、説示又は斡旋の申し立てに関する機関に関する経過措置
	5 審議会の委員に関する経過措置

「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」

令和5年7月1日施行

章 節	条 項 目
前文	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	差別及び人権を侵害する行為の禁止
第5条	市民の権利
第6条	市の責務
第7条	市民の責務
第8条	事業者の責務
第9条	人権施策の推進
第10条	相談体制の充実
第11条	浜田市人権尊重推進委員会の設置
第12条	委員会の委員
第13条	その他
附則	
1	施行期日
2	経過措置
3	浜田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

狛江市 「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江を作る基本条例」 東大阪市 「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」

平成16年7月制定

令和5年4月1日一部改訂

令和2年3月31日制定

令和2年7月1日施行

前文

第1条	目的
第2条	定義
第3条	人権を侵害する行為の禁止
第4条	市民の権利
第5条	市の責務等
第6条	市民の責務
第7条	団体の責務
第8条	市民党の連携
第9条	相談及び救済
第10条	啓発等
第11条	子どもへの教育及び啓発
第12条	市の支援
第13条	狛江市人権尊重推進会議の設置
第14条	組織等
第15条	会長及び副会長
第16条	会議
第17条	庶務
第18条	委任
附則	

章 節 前文

条 項 目
第1条 目的
第2条 市の責務
第3条 市民の役割
第4条 事業者の役割
第5条 推進体制の充実
第6条 東大阪市人権尊重まちづくり審議会
附則